令和7年3月26日 資料No.2 建 設 常 任 委 員 会

住 宅 課

マンションの宅配ボックス設置費用の助成について

1 経緯

宅配ボックスについては、新築マンションでは設置率が9割を超え、標準的な仕様となっている一方、令和2年度に実施した分譲マンション実態調査では、既存の分譲マンションの約5割が未設置であることが明らかとなっています。

そのため、令和5年3月に策定した港区マンション管理適正化推進計画では、区 民の多様なニーズに対応した居住環境の向上に向け、マンションの共用部を対象に、 宅配ボックスの設置等の助成制度の創設等を新たな取組として掲げています。

区民の多様なライフスタイル等により、宅配の荷物取扱数は増加しており、また、 再配達による配達ドライバー負担軽減や環境負荷の軽減も図ることができるため、 マンションの宅配ボックスの設置に係る費用の助成を開始します。

2 概要

(1) 対象建物

区内の分譲マンション及び賃貸マンション ※旧耐震基準のマンションは耐震診断が実施されていること

(2) 対象者

分譲マンションの管理組合及び賃貸マンションの経営者

(3) 助成対象費用

宅配ボックスの製品購入費用及び設置工事費用 ※マンション共用部に固定するもの

(4) 助成額

助成対象費用の全額

(上限:マンションの総戸数に5万円乗じた額)

(5) 令和7年度の事業経費

10,000千円

※令和7年度から令和11年度までの臨時事業

3 今後のスケジュール(予定)

令和7年4月1日 区ホームページ、広報みなと等で周知 運用開始